

大阪認知症高齢者グループホーム協議会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、大阪認知症高齢者グループホーム協議会という。

(事務所の所在地)

第2条 この会の事務所は、大阪府社会福祉協議会事務局内に置く。

(目的)

第3条 認知症高齢者グループホーム（以下「グループホーム」という。）会員相互の連携を密にし、スムーズな情報伝達を図り、行政当局その他関係機関との連絡調整を行うとともに、入居者へのケアサービス向上のための調査・研究・研修及びグループホームにかかわる啓発・広報活動を目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前述の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡調整
- (2) グループホームにおけるケアサービスを向上させるための調査・研究
- (3) 調査・研究結果の発表及び情報提供
- (4) 認知症高齢者のグループホームケアなど各種研修事業
- (5) グループホーム事業への理解を深め、協力を得るための啓発・広報活動
- (6) グループホームを充実させるため、行政その他関係機関との連携及び連絡・調整
- (7) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員)

第5条 この会の会員は次の2種とする

- (1) 正会員 大阪府内に住所を有する認知症高齢者グループホーム
- (2) 賛助会員 近い将来グループホームを立ち上げようとする団体またはこの会の趣旨に賛同する個人であって運営幹事会が認めるもの。

2 議決権は正会員のみが有する

(入会)

第6条 会員になろうとする者は、会則並びに倫理綱領に賛同し入会申込書を運営幹事会に提出しなければならない。運営幹事会において会の趣旨に合致するか協議を行い、入会を認めるものとする。

(会費)

第7条 会費は事業年度毎に納入するものとする。但し、年度途中の入会または退会においても会費の割引は行わない。

(1) <正 会 員>

老人施設部会費（大阪府社会福祉協議会費含む）	： 10,000円
大阪認知症高齢者グループホーム協議会費	： 15,000円
合 計	： 25,000円

(2) <賛助会員>

大阪認知症高齢者グループホーム協議会費	： 15,000円
---------------------	-----------

(資格停止)

第8条 会員が会員たる義務に反し、あるいは介護保険サービス事業者としての名誉を著しく汚したときは、運営幹事会の議決を経て一定期間会員であることを停止または除名することができる。

(退会)

第9条 会員は退会しようとするときには、その旨を会長に届け出なければならない。

第3章 役員

(役員)

第10条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 監事 2名
 - (4) 運営幹事 7名以上15名以内
- 2 会長及び副会長は運営幹事として、運営幹事の定数に含むものとする。

(役員を選出)

第11条 運営幹事及び監事は総会において正会員の互選により定める。

- 2 会長、副会長は運営幹事会において決める。
- 3 会長、副会長及び監事は相互に兼任はできない。

(役員職務)

第12条 会長はこの会を代表しその職務を統括する

2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはあらかじめ指名された副会長がその職務を代行する。

- 3 会長、副会長及び運営幹事をもって運営幹事会を組織する。
- 4 監事は、この会の事業並びに会計を監査し、総会に報告する。

(役員任期)

第13条 役員任期は2年とする。

- 2 役員は再任を妨げない。
- 3 役員は辞任しまたは任期が満了した場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(役員解任)

第14条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員の3分の2以上の同意により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に耐えられないと認められるとき。
- (2) 職務の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。

(運営幹事会の構成)

第15条 運営幹事会は会長、副会長、運営幹事をもって構成する。

(運営幹事会の開催)

第16条 運営幹事会は2か月に1回、会長が招集する

2 臨時運営幹事会は、会長が必要と認めたとき、または運営幹事の3分の1以上の請求があった場合に開催する。

3 運営幹事会の議長は、会長がこれにあたる。

(運営幹事会の定足数)

第17条 運営幹事会は運営幹事の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

2 運営幹事会の議事は、出席運営幹事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第4章 顧問

(顧問の設置)

第18条 この会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、学識経験者、保健、医療、福祉、建築、法律、行政等の関係者のうちから会長が運営幹事会の承認を得て委嘱する。

第5章 総会

(総会の構成)

第19条 総会には、会員、顧問及び会長が必要と認めるものが出席することができる。

(総会の開催)

第20条 定期総会は毎年1回、会計年度終了後2か月以内に会長が召集する。

2 臨時総会は、運営幹事会が必要と認めたときに会長が召集する。

(総会の議決定足数及び議決)

第21条 総会の議事は、出席した正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし書面をもって、あらかじめ意思を表示したものは出席者とみなす。

(総会における議決事項)

第22条 総会は次の事項を議決する

- (1) 収入支出予算及び事業計画
- (2) 事業報告及び決算の承認
- (3) 会則の改正
- (4) その他この会の運営に関する重要な事項

第6章 委員会

(部会及び委員会の設置)

第23条 この会は、目的を達成するために部会及び委員会を置くことができる。設置に関する事項は別に定めるものとする。

第7章 資産及び会計

(資産)

第24条 この会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第25条 この会の資産は、会長が管理し、その方法は総会の議決による。

(事業年度)

第26条 この事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画)

第27条 この会の事業計画及び収支予算は、毎事業年度ごとに会長が作成し、総会の承認を得なければならない。

(事業報告及び収支決算)

第28条 この会の事業報告及び収支決算は、毎事業年度ごとに会長が事業報告書、収支決算書を作成し、監事の監査を経て、その年度の終了後2か月以内に総会の承認を得なければならない。

第8章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第29条 この会則の変更は、正会員の3分の2以上の賛成によって議決しなければならない。

(解散)

第30条 この会を解散しようとするときには、総会において正会員の3分の2以上の賛成によって議決しなければならない。

第9章 補則

第31条 この会則の施行について必要な事項は、会則で定めるもののほか、運営幹事会の議決を経て、別に定める。

付則

- 1 本会則は平成13年7月30日より施行する。
平成14年4月15日より施行する。
平成15年5月13日より施行する。
平成21年5月30日より施行する。